

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

- (a) 新築されたもの
- (b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

- (c) 新築されたもの
- (d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

- (e) 新築されたもの
- (f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）

- (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅建建物取引業者から取得したもの
- (b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋 $\left[\begin{array}{c} \text{令和} \quad \text{年} \quad \text{月} \quad \text{日} \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{(ハ) 新築} \\ \text{(ニ) 取得} \end{array} \right\} \end{array} \right]$ が

この規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所			
申請者の氏名			
家屋の所在地	福岡県遠賀郡遠賀町		
取得の原因 (移転登記の場合)	(1) 売買	(2) 競落	
家屋番号		床面積	m ²

令和 年 月 日